

魚津市告示第111号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）に規定する統計調査員のうち、2023年漁業センサスに従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

令和5年7月10日

魚津市長 村椿 晃

- 1 統計調査の区分 2023年漁業センサス
- 2 統計調査員の区分 海面漁業調査 漁業経営体調査 客体把握調査員
- 3 統計調査員の任期 令和5年7月12日から令和5年9月11日まで
- 4 報酬の額  $4,120円 + 80円 \times \text{調査客体数}$
- 5 費用弁償の額 実績に応じて支給（620円×連絡回数3回分）
- 6 報酬及び費用弁償の支給日 令和5年12月21日